

令和8年4月からの被扶養者認定における年間収入の取扱いについて

令和8年4月1日より、健康保険における被扶養者の年間収入の判定方法が改正されます。



被扶養者の年間収入については、これまで、過去の収入、現時点の収入または将来の収入見込み等を踏まえ、所定外賃金の見込みを含めた今後1年間の収入見込みにより判定してきましたが、今回の改正により、**労働契約段階で見込まれる収入を用いて認定を行う取扱いが追加されました。**

このため、労働契約に明確な規定がなく、労働契約段階では見込みが難しい時間外労働に対する賃金等（以下「臨時収入」という。）は、被扶養者の認定における年間収入には含めない取扱いとなります。

【年間収入見込みの算出方法】

労働契約で定められた賃金（注1）を基礎として年間の給与収入見込みを算出します。

※労働契約に明確な規定がなく、労働契約時点では見込み難い時間外労働に係る賃金等については、臨時収入として取り扱い、年間の給与収入見込みには含めないものとします。

<計算方法>

$$\text{時給} \times \text{1日あたりの労働時間} \times \text{年間労働日数} + a \text{ (注2)} = \text{年間の給与収入見込み}$$

注1：労働基準法第11条に規定される賃金をいい、諸手当及び賞与も含まれます。

注2：「+a」には、交通費などの諸手当を含みます。また、年間賞与額について明確な規定（条件なく10万円が支給される等）がある場合も、これに含みます。

【対象者】

以下のすべてに該当する方が対象となります。

- ・労働契約内容が確認できる書類を提出できること
- ・「給与収入のみである」旨の申立て（注3）を行っていること
- ・労働契約で定められた賃金から見込まれる年間の給与収入が130万円未満（注4）であること

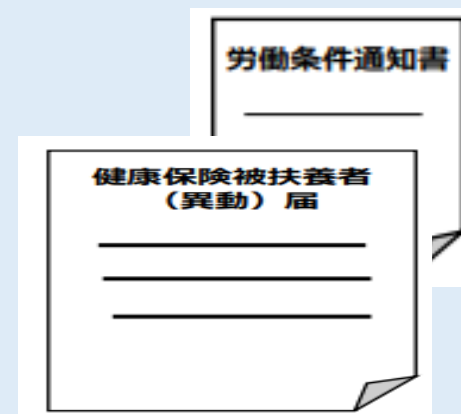
注3：被扶養者に年金収入や事業収入等、給与の他にも収入がある場合は、本取扱いの対象となりません。従来どおり総合的に「今後1年間の収入見込み」を算出して判定します。

注4：被扶養者が60歳以上の方または障害年金受給者である場合は180万円、被扶養者（被保険者の配偶者を除く）が19歳以上23歳未満である場合は150万円とします。

また、年齢に関係なく、被扶養者の年収は被保険者の年収の2分の1未満であることも、被扶養者認定の条件となります。

【「給与収入のみである」旨の申立て（注3）について】

- ・「被扶養者異動届（増）」の申立欄への記載、または「給与収入のみである旨の申立書」に、当該被扶養者に係る労働契約内容が確認できる書類を添付して提出してください。
- ・労働契約内容が確認できる書類とは具体的に、労働条件通知書や雇用契約書等の写しです。
- ・当健康保険組合において労働契約内容の確認を行った結果、当該契約内容に基づく年間の給与収入の判定ができない場合（例えば、「シフト制による」等、労働時間の記載が不明確な場合や、契約期間が1年に満たない場合等）は、本取扱いの対象外となります。



【資格再審査（検認）時の取扱い】

- ・詳細につきましては、別途、お知らせいたします。